○笛吹市空き店舗活用促進事業費補助金交付要綱

令和5年3月27日

告示第51号

(趣旨)

第1条　この要綱は、空き店舗を利用した飲食店の新規出店を促進し、地域のにぎわいの創出及び本市のイメージアップを図るため、空き店舗を利用して開業する個人及び法人に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この要綱において「空き店舗」とは、次に掲げる店舗をいう。

(1)　過去において事業の用に供され、1箇月以上使用されていない店舗(倉庫として使用されていた物件又はプレハブ等の簡易的な建築物件は除く。)

(2)　入口(駐車場を有する場合は、当該駐車場を含む。)が道路、歩道及び階段その他不特定の者が通行する施設に接している店舗

(補助対象事業)

第3条　補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、正午を中心とした時間に飲食店(酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ及び喫茶店を除く。)を出店するため、空き店舗の改修を行う事業とする。

(補助金の交付対象者)

第4条　補助金の交付対象者は、次に掲げるものとする。

(1)　次のいずれにも該当するもの

ア　笛吹市商工会の会員で、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条に規定する小規模事業者

イ　笛吹市商工会が推薦する者

ウ　税金を滞納していない者

(2)　次のいずれにも該当しないもの

ア　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業等を営む事業者

イ　笛吹市暴力団排除条例(平成24年笛吹市条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

ウ　空き店舗の所有者、当該所有者の生計同一者若しくは2親等以内の親族又はこれらの者が所属する法人若しくはその他の団体の者

エ　市内の店舗を廃業又は休業し、店舗を移転しようとする者

(補助対象経費)

第5条　補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

(1)　空き店舗の全部又は一部を改修するための費用

(2)　新たに開業するために必要な看板の設置に要する費用

(3)　契約日から開業日まで(最長2箇月に限る。)の空き店舗等の賃借料(敷金及び礼金を除く。)

(補助金の額)

第6条　補助金の額は、次に掲げる費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(1)　改修費及び看板設置費　2分の1に相当する額とし、併せて100万円を限度とする。

(2)　賃借料　その額とし、月10万円を限度とする。

2　補助金は、一の空き店舗につき、1回に限り交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条　補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、空き店舗活用促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、事業開始前に市長に提出しなければならない。

(1)　申請者が個人である場合は履歴書、法人である場合は定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

(2)　笛吹市商工会からの推薦書(様式第2号)

(3)　笛吹市商工会経営指導員と作成した経営計画書

(4)　交付申請額に係る積算書

(5)　改修箇所及び看板の図面、見積書、改修前の店舗内及び店舗外観の写真

(6)　空き店舗の賃借料がわかる書類

(7)　税金に滞納がないことがわかる証明書

(補助金の交付決定等)

第8条　市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、空き店舗活用促進事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)又は空き店舗活用促進事業費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2　市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1)　開業後は、営業日において午前11時から午後3時までの間に最低2時間以上、営業すること。

(2)　開業後は、2年以上継続すること。

(3)　この要綱の規定により補助金の交付を受けた者は、2年経過した後でなければ、別の空き店舗についてこの要綱の規定による補助金の交付申請ができないこと。

(補助対象事業の変更)

第9条　申請者は、補助金の交付決定を受けた後に第5条の規定による申請書の内容に変更が生じたときは、空き店舗活用促進事業変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2　市長は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、空き店舗活用促進事業変更承認通知書(様式第6号)又は空き店舗活用促進事業変更不承認通知(様式第7号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第10条　補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、開業日から30日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれかの早い期日までに、空き店舗活用促進事業費補助金実績報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　店舗改修、看板設置に係る領収書又は支払を証明する書類の写し

(2)　店舗の賃貸借契約書の写し及び賃料に係る領収書又は支払を証明する書類の写し

(3)　開業日が確認できる書類

(4)　改修後の店舗内、店舗外観及び看板の写真

(補助金の額の確定)

第11条　市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは空き店舗活用促進事業費補助金額確定通知書(様式第9号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条　前条の規定による確定通知書を受けた補助事業者は、空き店舗活用促進事業費補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2　市長は、補助事業者から前項の規定による請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(経過等の報告)

第13条　補助事業者は、開業日から1年及び2年が経過した日から30日以内に、笛吹市商工会経営指導員が実施する経営指導を受け、空き店舗活用促進事業経過及び現況報告書(様式第11号)を市長へ提出しなければならない。

(廃止等の事前協議)

第14条　補助事業者は、開業日から2年以内に事業を廃止し、又は休止しようとするときは、空き店舗活用促進事業廃止・休止事前協議届出書(様式第12号)を市長に提出し、協議を行わなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第15条　市長は、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2　市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、空き店舗活用促進事業費補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により、補助事業者に通知するものとする。

3　市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助事業者にその返還を命ずるものとする。

(契約への関与)

第16条　市長は、空き店舗活用促進事業費補助金に係る店舗の賃借契約、賃借期間及び期間満了後における手続等については、これに関与しないものとする。

(警察本部への照会等)

第17条　市長は、必要に応じ、笛吹市暴力団排除条例第3条の規定にのっとり、補助事業者が第4条第2号イに該当するか否かを山梨県警察本部に対して照会し、確認を行う等の措置を講ずるものとする。

(その他)

第18条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2　この要綱は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

附　則(令和6年3月29日告示第57号)抄

この要綱は、令和6年4月1日から施行する